

木津川市森林経営管理制度実施方針

令和5年3月

1 趣 旨

木津川市森林経営管理制度実施方針(以下「実施方針」)は、木津川市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう、森林経営管理法に基づく措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本的な方針

(1) 現状と課題

- 本市の森林総面積は、3,127haで、そのうち国有林(157ha)を除く民有林は、2,970haとなっている。(第1～60林班)
- 民有林のうち、人工林は、545haであり、スギ、ヒノキ林は、424haとなっている。(令和3年度時点)
- 市内では、山城町森林組合により1団地(区域面積:300ha、うち人工林139ha)の森林経営計画が策定されている。
- 森林経営計画策定以外の森林は、小面積で分散している私有林が相当あり、所有境界が不明確なこともあります、間伐等の森林整備が進まない要因の一つとなっている。

(2) 基本的な考え方

- この方針で対象となる森林は、森林法第5条に基づき、京都府知事が策定する地域森林計画の対象民有林とする。
- 本市では、森林経営計画の策定(森林組合への長期施業委託を含む。以下同じ)を通じた森林所有者による施業を促しつつ、森林所有者による施業が困難な森林については、森林経営管理制度の適切な運用を通じて森林整備を進めることとする。
- 本市の森林は、上記のとおり、既存の経営計画策定森林以外は、下記の経営計画策定の要件を満たすことが難しいため、基本的に市直轄による森林経営管理事業(経営管理実施権を設定しない)により、森林整備(間伐)を進めることとする。

＜森林経営計画策定要件＞

- ①林班計画:林班又は隣接する複数林班の面積の2分1以上の面積規模
- ②区域計画:30ha以上の面積規模
- ③属人計画:森林所有者単独で100ha以上の面積規模

3 対象とする森林の考え方

(1) 対象森林として除外する森林

- 森林経営計画が策定されている森林(候補地含む)
- 過去10年以内に施業履歴がある森林
- 府行造林地

- ・天然林
- ・人工林であって集約が困難な矮小森林
- ・林地開発許可等により転用を伴う事業地となる森林

(2) 対象森林の絞り込み及び優先順位

- ・上記森林を除外したスギ・ヒノキの人工林を対象とする。(全 53 林班)
- ・下記方法により、林班毎の優先順位を絞り込み、森林整備(間伐)を実施する。
 - ① 各林班毎のスギ・ヒノキ林の合計面積を基に、A(10ha 以上)、B(5ha 以上 10ha 未満)、C(5ha 未満)にランク分けする。
 - ② 上記①のA、Bランクの林班を対象に、令和元・2年度に実施した総合評価(50 点満点)により、A(25 点以上)、B(20 点以上 25 点未満)、C(20 点未満)のランクを重ね合わせて、林班ベースに優先順位を検討する。
 - ③ まず、既存の経営計画策定地(山城町第 3,4,5,11 林班、加茂町第 30 林班)の近接地を「モデル的」に実施する。
 - ④ 優先順位は、施行区域の固まりを勘案し、「面積・評価点ランク」の「A・Aランク」を最優先に、「A・Bランク」「B・Aランク」「B・Bランク」の順で決定する。
- ・基礎データによる林班別優先順位は、下表のとおりであるが、施行箇所の決定については、地元の意向等を考慮した上で決定していくこととする。

優先順位	エリア名	林班名
1	山城 2	第 14 林班
2	山城1	第 2 林班
3	山城1	第 6 林班
4	山城1	第 7 林班
5	加茂1	第 27 林班
6	加茂1	第 29 林班
7	加茂1	第 31 林班
8	加茂 2	第 33 林班
9	加茂 2	第 32 林班
10	加茂 3	第 35 林班
11	加茂 5	第 53 林班

優先順位	エリア名	林班名
12	加茂 5	第 51 林班
13	加茂 5	第 50 林班
14	加茂 5	第 52 林班
15	加茂 5	第 49 林班
16	加茂 4	第 37 林班
17	加茂 4	第 38 林班
18	加茂 3	第 40 林班
19	加茂 4	第 46 林班
20	加茂 4	第 44 林班
21	木津 1	第 22 林班

<参考>

○令和元・2年度の総合評価方法

- ・市内全域を 11 エリア(山城地域 3、加茂地域 6、木津地域 2)に区分けし、エリア内の下記 5 項目により評価点を算出する。
 - ① 人工林面積
 - ② 人工林蓄積量
 - ③ 路網隣接面積
 - ④ 所有者在村割合
 - ⑤ 所有者不明林割合

- ・各項目毎のエリア林班平均値を算出し、市内全体の林班平均値と比較して、その割合の数値が20%毎に1点とし、上限が1項目200%の10点満点(ただし、所有者不明の評価は、逆の点数付けとなる)で算出する。(5項目で50点満点)

4 森林経営管理制度の実施コスト

- ・本市が森林経営管理制度を実施する経費は、森林環境譲与税をその財源とし、財源許す範囲での実施するものとする。
- ・森林環境譲与税は、必要に応じて木津川市森林整備等基金に繰り入れ、実施に当たっては、基金を繰り戻し原資とする。

5 その他の事項

- ・実施方針及び対象森林については、状況の変化等に従い、隨時見直しを行うこととする。
- ・実施方針については、市のホームページにより公表する。